

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

東 大 阪 市 消 防 局

消防職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属：東大阪市東消防署

職種：消防吏員

階級：消防士長

性別：男性

年齢：37歳

2 処分内容

免職（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分日

令和7年11月11日

4 処分事由の概要

当該職員は、令和7年9月18日（木）に枚方市の店舗において、ツナ缶を万引きしたため、警察に任意同行を求められて事情聴取を受けた。事情聴取において、ツナ缶の他にも、同店舗で令和7年9月9日（火）に米（5kg）を万引きしたことや、約6か月前から、同店舗を含む複数の店舗で、万引きを繰り返していたことを自供しており、今後、警察により捜査が行われる予定である。

5 再発防止

今回の非違行為について、市民の生命、身体、財産を守るべき消防職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であります。

今回の事案を厳粛に受け止め全職員に一層の綱紀粛正を図り、再発防止に努めるとともに市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。